

札 障 第 5430 号
平成 24 年（2012 年）3 月 30 日

居宅介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部
自立支援担当課長

平成 24 年 4 月報酬改定による家事援助の算定時間単位の変更等について（通知）

平素より、本市障がい者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、平成 24 年 4 月 1 日より、家事援助の算定時間単位が変更されますので通知いたします。

また、家事援助における、利用者宅訪問前の買い物代行について、介護保険制度における改正に準じて取扱いを変更しますので、併せて通知いたします。

記

1 家事援助の算定時間単位の変更について

(1) 算定時間単位の変更内容

平成 24 年 4 月より、家事援助の算定時間単位は、30 分以降につき、15 分単位となります。

(2) アセスメント、個別支援計画の見直しについて

(1) に伴う、アセスメントや個別支援計画の見直しは、必要に応じて適宜行ってください。

(3) 最低提供時間について

15 分の算定にあたっては、所要時間として 10 分以上のサービス提供が必要です。

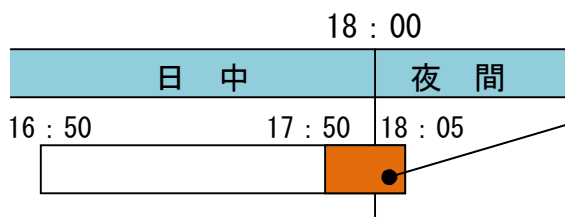
<例>「30 分以上 45 分未満」を算定する場合 ⇒ 所要時間 40 分以上

(4) 単価の異なる時間帯（早朝・夜間等）をまたいだ場合の算定方法について

15 分単位の中で、単価の異なる時間帯（夜間・早朝等）をまたぐ場合は、当該 15 分間のうち、多くの時間（8 分以上）が属する時間帯により算定することになります。

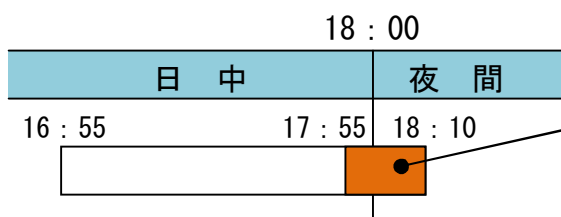
※基本的な考え方は、30 分単位で時間帯をまたぐ場合と変更ありません。

<例1> 家事援助を 16:50~18:05 (1時間15分) の間、提供した場合



17:50~18:05 の 15 分間が、日中と夜間をまたぐが、多くの時間 (8 分以上) が日中であるため、「家事日中 1.25」のサービスコードにより算定する。

<例2> 家事援助を 16:55~18:10 (1時間15分) の間、提供した場合



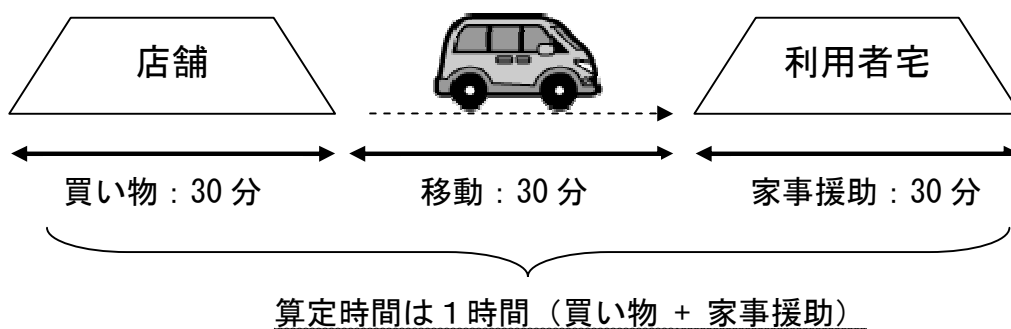
17:55~18:10 の 15 分間が、日中と夜間をまたぐが、多くの時間 (8 分以上) が夜間であるため、「家事日中 1.0・夜間 0.25」のサービスコードにより算定する。

2 家事援助における利用者宅訪問前の買い物代行について

従来、家事援助における利用者宅訪問前の買い物代行については、介護保険における生活援助に準じ、サービスの対象となりませんでした。この度、生活援助についての国の取扱いが変更され、算定可能とされたことから、家事援助又は重度訪問介護も同様に変更します。

なお、この場合の算定時間については、店舗での買い物に要する標準的な時間及び利用者の居宅における家事援助に要する標準的な時間を合算したものとなり、店舗から利用者宅までの移動時間は算定できないことにご留意ください。

<例> 訪問前の買い物に 30 分、移動に 30 分、利用者宅の家事援助に 30 分を要する場合



〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：伊藤
TEL011-211-2938 FAX011-218-5181